

## 【委員会記録】

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(14時50分)

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から、説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

### 【提出予定議案等】(資料①②③)

- 議案第6号 徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正について
- 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 徳島県税条例の一部改正について
- 報告第2号 平成23年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分報告

### 【報告事項】

- 徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」について(資料④)

豊井経営戦略部長

6月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成24年6月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案20件及び報告11件でございます。

その内訳でございますが、まず予算案が、第1号から第2号までの2件、条例案につきましては、第3号から第14号までの12件でございます。その他の議案が、第15号から第20号までの6件でございます。報告につきましては、第1号から第11号までの11件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、教育委員会委員及び公安委員会委員に係る人事案件につきまして、閉会日の提案を予定いたしております。

それでは、議案の順序に従いまして、順次御説明を申し上げます。

まず、予算案につきましては、お手元に御配付の平成24年度6月補正予算(案)の概要をごらんいただきたいと存じます。

まず、1ページをごらんください。

今回の補正予算案につきましては、南海トラフの巨大地震への不安や、電力需給の逼迫などの課題に、迅速に対応し、県民の不安の解消に向けた施策を展開するという方針のもと、3つの視点に立って編成いたしましたところでございます。

1つ目は、(1)に記載のとおり、災害対応力、防災力の強化を図る、安全・安心対策の推進、2つ目の(2)は、厳しい経済情勢に対応する、経済、雇用対策の推進でございます。3つ目といたしましては、(3)に記載しておりますように、自然エネルギー立県とくしまを目指す、宝の島・とくしまの実現、これらの施策に取り組

むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、3、6月補正予算規模にお示しておりますとおり、一般会計で、25億2,985万6,000円、企業会計で、7億3,500万円、合計では、32億6,485万6,000円となっておりますのでございます。

資料2ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正に係る歳入であります、(1)に記載のとおり、国庫支出金、繰入金、繰越金及び諸収入となっております。

また、歳出につきましては、(2)に記載のとおり、総務費から労働費及び教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、一枚物の提出予定議案を、ごらんください。

予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第3号でございますが、徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正につきましては、組織の再編に伴いまして、徳島県危機管理関係手数料条例について、所要の整理を行うものであります。

第4号食品衛生法施行条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴いまして、食品衛生検査施設の設備等の基準を定めるとともに、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されたことに伴いまして、生食用食肉を取り扱う飲食店営業等の施設の基準を定めるものでございます。

第5号徳島県政策創造関係手数料条例の制定につきましては、組織の再編によりまして政策創造部が設置されたことに伴いまして、政策創造関係の事務に係る手数料について定めるものでございます。

第6号徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正につきましては、組織の再編に伴いまして、徳島県企画総務関係手数料条例につきまして、所要の整理を行うものであります。

第7号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、危険業務手当の支給対象となる業務を追加いたしますとともに、東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

第8号徳島県税条例の一部改正につきましては、財団法人日本ゴルフ協会が公益財団法人へ移行したことに伴いまして、所要の整理を行うものであります。

第9号徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正につきましては、組織の再編に伴い、徳島県県民環境関係手数料条例につきまして、所要の整理を行うものでございます。

第10号特定非営利活動促進法施行条例の一部改正につきましては、外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴いまして、所要の整備を行うものであります。

第11号徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正につきましては、薬事法の一部改正による経過措置の一部が終了したこと、及び組織の再編に伴いまして、所要の整理を行うものであります。

第12号地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の制定につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会の組織及び委員、その他の職員等に関しまして、必要な事項を定めるものであ

ります。

第 13 号徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正につきましては、薬事法の一部改正による経過措置が終了したこと等に伴いまして、所要の整理を行うものであります。

第 14 号徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、犯罪捜査作業手当の支給対象となる作業に、暴力団などによる保護対象者に対する危害を未然に防止するための作業を追加いたしますとともに、東日本大震災に対処するための災害警備等手当の特例について、所要の改正を行うものであります。

第 15 号徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約につきましては、工事内容の見直しなどから、契約金額につきまして5億 6,175 万円を5億 3,355 万 2,250 円に変更を行うものでございます。

第 16 号徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事のうち建築工事の請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものであり、契約金額は、12 億 6,000 万円、契約の相手方は、島谷建設・北島組・北島建設・徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事建築共同企業体となっております。

第 17 号財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものであり、取得財産は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院設立に係る土地、建物、物品一式で、取得予定価格は、13 億 6,925 万円、取得の相手方は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構となっております。

第 18 号関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、地方自治法第 291 条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たりまして、同法第 291 条の 11 の規定により議決をお願いするものであります。

第 19 号地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の制定につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の定款を定めるに当たりまして、地方独立行政法人法第7条の規定によりまして、議決をお願いするものであります。

第 20 号訴えの提起につきましては、鳴門市撫養町の建物及び工作物の撤去と土地の明渡しについて、訴えを提起するに当たり、地方自治法第 96 条第1項第 12 号の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号平成 23 年度徳島県継続費繰越計算書につきましては、一般会計1件でございまして、金額は1億 5,000 万円となっております。

報告第2号平成 23 年度徳島県繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計 102 件、特別会計2件の計 104 件で、合計金額は、242 億 3,392 万 8,945 円となっております。

報告第3号平成 23 年度徳島県事故繰越し繰越計算書につきましては、一般会計1件で、金額は、2,160 万 3,500 円となっております。

報告第4号平成 23 年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書につきましては1件で、金額は、24 億 8,885 万 9,210 円となっております。

報告第5号平成23年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書につきましては4件で、合計金額は、7億8,514万4,415円となっております。

報告第6号平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書につきましては2件で、合計金額は、8,914万6,000円となっております。

報告第7号平成23年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書につきましては1件で、金額は、2億5,891万3,000円となっております。

報告第8号平成23年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書につきましては3件で、合計金額は、4,193万2,800円となっております。

報告第9号損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては9件で、合計金額は、207万2,237円となっております。

報告第10号損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、15件で、合計金額は、289万1,352円となっております。

報告第11号損害賠償(捜査活動に伴う物損事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は、17万2,690円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

説明資料1ページをお開きください。まず、条例案についてでございますが、1ページから2ページにかけて記載しております、3件でございます。内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、報告案件についてでございますが、3ページをごらんください。

職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、5件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、徳島市在住の方と、賠償金額8万2,425円で和解したものでございます。

その内容は、平成24年1月6日に、県有車両を駐車するため後退したところ、後方に駐車中の相手方車両と接触したものでございます。

2件目が、徳島市在住の方と、賠償金額24万4,390円で和解したものでございます。

その内容は、平成24年1月10日に国道192号線を走行中、前方を走行していた相手方車両の後部に追突したものでございます。

3件目が、三好市所在の法人と、賠償金額67万8,000円で和解したものでございます。

その内容につきましては、平成24年1月19日に、相手方車両が左折しようと交差点の手前で停車していたところ、後方から追突したものでございます。

4件目が、小松島市在住の方と、賠償金額10万222円で和解したものでございます。

その内容につきましては、平成24年2月27日に、法人敷地に右折で進入しようとした際、反対車線に駐車中の車両の脇を走行してきた相手方原動機付自転車に衝突したものでございます。

5件目が、美馬市在住の方と、賠償金額7,297円で和解したものでございます。その内容は、平成24年3月1日に、県有車両を後退させたところ、後方で駐車中の相手方原動機付自転車に接触したものでござい

す。

続きまして、4ページをお開きください。

平成23年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、管財課所管の本庁庁舎等管理関係、合同庁舎等整備関係、情報システム課所管の行政情報化推進関係事業におきまして、計画に関する諸条件によりまして、年度内完成が見込めなくなったことから、やむを得ず繰り越したもので、平成24年2月議会で議決をいただきました繰越明許費の範囲内におきまして、繰越額の確定をしたものでございます。今後とも事業の早期完了に向けて努力をいたしますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際、1点御報告をいたします。

本年度における、徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」の実施につきまして、その概要がまとまりましたので、御報告させていただきます。

お手元に資料1としてお配りしてございますので、ごらんください。

本年度の「あわ・なつ時間」につきましては、深刻な夏場の電力需給対策、省エネ社会の実現に向けました新たなライフスタイルへの転換、官民一体となった節電を推進していくための取り組みの拡大の3つを基本方針として実施することとしております。

実施時期につきましては、7月1日から9月30日までの3カ月間を予定しておりまして、実施範囲については、昨年度の本庁舎に加えまして、新たに、東部各局や南部、西部総合県民局の主要な庁舎にまで大幅に拡大いたしまして、約2,500名の職員が取り組みに参加する予定でございます。

職員の勤務時間につきましては、昨年度と同様に30分間の前倒しを行うこととしておりまして、昼休みにつきましては、午後の電力消費のピークタイムにおける節電対策の強化、県民サービスの保持などの観点から、通常勤務と同じ12時から13時といたしたところでございます。

また、14時から16時の間を節電強化時間と定め、この時間帯に全庁舎において、OA機器の自粛をはじめとした節電行動に努めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを県が率先して行いまして、県職員はもとより県全体に対しての意識啓発を図ることによりまして、今夏の厳しい電力需要を乗り切るための県民総ぐるみの節電対策へとつなげていけるよう努力していきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

報告事項は以上でございます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

今、御報告がありました、徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」実証実験の拡大ということで、ことしは

本庁舎や東部各局及び各総合県民局へも拡大して取り組むという方向が出されたんですが、多くの県民に参加していただくために、市町村との連携も考えておられると思うんですが、その点をお聞かせください。

小笠人事課長

進化する「あわ・なつ時間」ということで、御用意させていただきました資料に基づいて説明させていただきます。

昨年も本県において「あわ・なつ時間」を実施させていただいたんですけれども、今回、制度を若干変更させていただいております。というのが、企業さんであるとか市町村の方にとっても取り組みやすいように、という趣旨で変えさせていただいている部分がございます。

まず、1点目でございますが、14時から16時の間につきまして、節電強化を設けさせていただいております。これは、四国電力であるとか経済産業省から公表されました電力需給のデータに基づきまして、いわゆる1日のピーク時間がこのあたりに来るということで、14時から16時の間について集中的に節電に取り組むということ、県のほうで実施する予定にしております。

これとあわせまして、12時から13時までの昼休み、市町村にとってもこういった時間帯にやっているということもございまして、そもそも昨年は12時半から13時半ということで実施させていただいたんですけれども、ピークの時間というのが15時を境に前後1時間ということで、ピークシフトあるいはピークカットをこの時間でやっても、いまいち成果が、ピークシフトの効果はあるんですけど、ピークカットの効果がないんじゃないかなということで、この昼休みにつきましても変更させていただいております。

こういった内容につきまして、担当部局は異なりますけれども、関係課の協力を得まして、市町村であるとかあるいは企業さんのほうに働きかけをさせていただこうと思っているところでございます。

古田委員

原発に頼らなくても、節電や省エネなどでしっかりこの夏が越えられるように、取り組みを強めていただきたいと思います。

それと、情報システムの問題で、包括外部監査結果報告書が出されているんですが、県のホームページだとか人事課の人事管理システムとか、物品等管理システムとか、いろいろなシステムの中に情報システムということでいろいろあるんですが、この包括外部監査のなかで、それぞれのシステムで一者随意契約やベンダーロックインのことが、全般的に、もう少し努力する必要があるんじゃないかと指摘されていると思うんですけれども、この件に関して、情報システム課としては、どのように取り組まれていくのか、全体的なことをお伺いしたいと思います。

遠藤情報システム課長

ただいま、古田委員さんから御質問いただきました、平成23年度包括外部監査でございます。この監査につきましては、情報通信関連事業及び情報通信システムについてをテーマといたしまして、特に、情報システム調達でございますとか、システム開発、改修、運用、保守時の契約等につきまして、重点的に監査をいただいたところでございます。

監査人の方からは、県のこれまでの取り組みにつきまして、オープンソースソフトウェアの活用が進んでおり、運用、保守契約に当たって、特定の事業者には囲い込まれない安価な運用保守と柔軟なシステム修正を実現しているといったようなことをございますとか、また、システム運用保守経費については、平成18年度当時と比較して、全体で4割減といったような削減を達成しているといったようなことで、一定の評価をいただきましたが、一方で、個別のシステムの検証結果等から、一者随意契約とその背景としてのベンダーロックインの状況を解消するための、不断の努力を重ねるべき、などの包括的な指摘、意見をいただいたところでございます。

そこで、私ども、情報システムの調達、一者随意契約といったような問題を考えますときに、その前段といたしまして、考慮すべき事項があるのではないかと考えているところでございます。

それは、新規開発や再開発など、ハード、ソフトを含めましたシステムの構築を一から行う場合と、保守、運用や改修、機能追加、移設など、既存システムをベースにいたしまして、システム調達を行う場合は、分けて考えておく必要があるのではないかとということでございます。新規開発や再開発など、システム構築を一から行う場合につきましては、競争入札でございますとか、プロポーザルによります選定も含めまして、実質的な競争性を確保しながら、システム調達を行うことが比較的容易でございます。

本県におきましても、たとえばホームページ作成システムあるいはグループウェアのJoruri(ジョールリ)といったことで命名させていただいておりますが、そういったシステムでございますとか、オンラインストレージサービスでございます DECO(デコ)に代表されますようなオープンソースソフトウェアを活用いたしましたシステム開発を全国に先駆けて行いまして、開発コストの削減でございますとか、地元企業への優先発注にも取り組んでいるところでございます。

一方、保守運用や、改修、機能追加、移設など、既存システムをベースにいたしましたシステム調達におきましては、例えば、開発企業と保守運用等を行う企業が異なりました場合に、システムによりましては、安全性、あるいはセキュリティーの確保といった点で支障が生じるおそれがございます。また、障害発生時の迅速な対応でございますとか、県民サービスの継続性に支障が生じる恐れがあるなどの問題がございますほか、そもそも高度な専門性でございますとか、独自の技術の採用等によりまして、他業者では保守運用が困難な場合でございますとか、さらには国全体で統一して仕様が定められているシステムなども多くございまして、そういった場合は、保守運用業者があらかじめ特定されているといった場合もございます。

こういった理由から、一者随意契約を行っているシステムもかなりあるものと考えているところでございます。

こうした中、今回、監査人の方から一者随意契約とその背景としてのベンダーロックインの状況を解消するための不断の努力を重ねるべきといった御指摘をいただいたところでございまして、私どもといたしましては今後とも、新規開発あるいは再開発に当たりまして引き続き競争入札等の採用や、積極的なオープンソースソフトウェアの活用、そういったものに取り組んでまいりますとともに、既存システムの運用、保守等におきましても外部監査人の方から御指摘もいただきました、他業者に対する発注の可否に関する精査でございますとか、契約条件の見直し等によるコストの削減、そういったところに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

古田委員

安ければいいということでは困ると私も思いますので、安全性、セキュリティーの問題とか、サービスの問題とかね、いろいろ考慮されて取り組まれるようにお願いします。

終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。(14時50分)